

各管区警察局公安（保安）部長  
警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
殿

保 存 種 別 第 1 種

警察庁丁運発第102号  
平成11年11月1日  
警察庁交通局運転免許課長

大型自動二輪車免許の技能試験実施に当たっての措置要領等について  
大型自動二輪車免許の技能試験実施に関する運用については、「大型自動二輪車免許の技能試験実施に当たっての運用について（平成11年11月1日付け警察庁丙運発第41号）」により通達されたとおりであるが、具体的措置要領等については、次のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

## 第1 措置要領

### 1 実施時期

大型自動二輪車免許の技能試験の実施に当たっての「事前の指導・確認」及び「事前の走行確認」は、技能試験における安全の確保などを目的とした適正な行政指導を行うためのものであることから、その実施時期は、免許申請書の受理前（手数料徴収前）とする。

### 2 「事前の指導・確認」の実施

(1) 原則として大型自動二輪車免許試験に係る標準試験車を使用するものとする。

(2) 8の字型の取り回しについてのコースの形状は、特に指定しないが、原則として、運転免許技能試験基準（平成11年11月1日付け警察庁丙運発第38号）の別添3立体障害物設置基準に定める二輪車に係る8の字コースによるものとする。ただし、運転免許試験場コースの配置の状況等からこれによることが困難な場合には、S字コースによる判定を行っても差し支えないものとする。

なお、取り回しにおける体の位置は、車体の左側とする。

(3) 引き起こしの方法は、両手で引き起こす方法、腰などでかつぎあげる方法等その要領は問わないものとする。

### 3 「事前の走行確認」の実施

(1) 原則として普通自動二輪車（小型限定に採るものを除く。）免許試験に係る標準試験車を使用するものとする。

(2) 確認は、転倒、脱輪、蛇行など総合的な観点から行うものとする。

(3) 前記(2)の確認途中で、危険と判断した場合には、走行を中止させるものとする。

### 4 「事前の指導・確認」、「事前の走行確認」の省略

(1) 大型自動二輪車に係る特定教習の終了証明書（「届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する教則」（平成6年国家公安委員会規則第1号）第5条に定めるものをいう。以下同じ。）

で、取得時講習を免除するに有効なものを提示した者は、「事前の指

導・確認」及び「事前の走行確認」を省略するものとする。

- ( 2 ) 二輪車安全推進委員会の行う二輪車安全運転講習に係る「二輪車安全運転第二段階講習修了証明書」(「二輪車安全運転推進委員会が行う二輪車安全運転講習に対する協力について(平成8年7月25日付け警察庁丙運発第16号、丙交企発第109号、丙交指発第46号)」別添写し中「二輪車安全運転講習強化推進要綱」12によるものをいう。)で、修了日後1年以内のものを提示した者は、「事前の指導・確認」を省略するものとする。
- ( 3 ) 普通自動二輪車(小型限定に係るものを除く。)に係る特定教習の修了証明書で、取得時講習を免除するに有効なものを提示した者は、「事前の走行確認」を省略するものとする
- ( 4 ) 上記(1)~(3)のほか、他の方法により、技能試験における安全の確保が確認できる場合には、「事前の指導・確認」及び「事前の走行確認」を省略することができる。

## 5 指 導

確認の結果、他の免許の受験申請等を指導することが妥当と判断した場合には、その結果に対応して、普通自動二輪車、小型限定解除、小型限定普通自動二輪車又は原動機付自転車免許のいずれかの受験等を行うよう指導するものとする

### 第2 安全確保のための措置

確認の結果、大型自動二輪車免許の受験をしないよう又は他の免許の受験を申請するよう指導したにもかかわらず、これに従わない者が大型自動二輪車免許の技能試験を受験する場合には、安全を確保するため、危険状態に至ったときには直ちに技能試験を中止できるよう事前に必要な措置を講じるものとする。

### 第3 その他

#### 1 自動車の貸付料の徴収

「事前の指導・確認」及び「事前の走行確認」は、適正な行政指導を行うための措置であることから、自動車の貸付料は徴収しないものとする。